

メディカルフィットネス La Santé 規約 (法人会員)

[目的]

第1条 本会は「健康は宝・健康に感謝・健康で長寿」の理念に基づいた指導を行い、運動に対する正しい理解と関心を深め、生活習慣病の予防・改善を図っていく。併せて心身の育成・スポーツ振興を図ることを目的とする。

[入会資格]

第2条 (1) 本会に入会できるものは、各コースに定められた種別に該当し、本会の趣旨に賛同したものとする。
(2) 通院治療中の方は、医師が運動に参加可能と認めたものとする。(必要により医師からの証明書の提出を求めることがある)
(3) 法人会員の配偶者は利用可能とする。
(4) 以下のいずれかに該当する者は、本会の利用を認めないものとする。(疾患については罹患中の利用を認めないものとする)
○医師に運動を禁じられている者。
○伝染病または他人に感染する恐れのある疾患を有する者。
○刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている者。
○暴力団関係者またはこれに類似する団体あるいはその構成員の者。
○本会が不適当と認めた者。

[指導日時]

第3条 別紙配布の営業時間による。但し、やむを得ない事由が発生した場合は休業することもある。尚、本会の事由により休業する場合は館内に掲示する。

[指導内容]

第4条 本会は各コースに応じた指導要項及び細目を設置する。指導要項及び細目に基づく個別的・具体的指導方法は健康運動指導士及び健康運動実践指導者が決定する。

[入会手続]

第5条 入会希望者は別に定める入会申込書に必要事項を記入し、入会金を提出する。入会申し込みは営業時間内であれば随時受付できるものとする。

[入会金]

第6条 (1) 会員は別に定める入会金を納入しなければならない。入会金の有効期限は退会月までとする。
(2) 一旦納入いただいた入会金の返金はしないものとする。

[会費]

第7条 (1) 会員は月会費を1ヶ月ごと、前月の27日に所定の方法により納入する。
(2) 事前の承認のなき場合、如何なる理由があろうと月会費が発生するものとする。
(3) 一旦納入いただいた会費の返金はしないものとする。
(4) 月会費に応じた枚数の利用券を送付する。

[利用方法]

第8条 (1) 利用1回ごとに法人利用券を必要とする。
(2) 利用1回ごとに「施設運営費」として200円を支払うものとする。
(3) 利用券を所持していない場合、法人の所属を証明する身分証明書を提示し1回につき550円の利用料を支払うことで利用できるものとする。

[退会]

第9条 (1) 退会の場合は前月の10日までに本施設に所定の用紙で申請する。

[会員のモラル]

第10条 会員は下記の事項を厳守する。
(1) 館内では指導員の指示に従いルールを守ること。
(2) 本会の秩序を守り、本会の目的に沿うよう努力すること。
(3) 健康づくりの仲間として会員同士の協調性を保ち、明朗活発且つ真面目な行動をすること。
(4) 他の会員またはビジターに対し、運動指導や助言を行わないこと。または、そのように評価され疑われる行動をとらないこと。

[除名]

第11条 本規約に違反するなど、会員としてふさわしくないと認めたものに対して除名及び施設利用を禁止することができる。

[館内の管理及び責任]

第12条 (1) 本施設で発生した盗難及び傷害などの事故については、本施設は賠償責任を一切負わないものとする。
(2) 第1項の場合において運動中の事故に関し本施設の館内管理に過失があると認めた時は、被害事実を確認の上、損害賠償の責を負うものとする。

[個人情報の管理]

第13条 (1) 本会は知り得た会員の個人情報について、厳正な管理の下で安全に蓄積・保管し、会員または第三者の生命・身体に対する危険を予防するような正当な理由がある場合を除いて、これを第三者に漏らすことはないものとする。
(2) 会員本人の同意を得られた場合、学会等での当会による外部発表資料として個人情報を使用できるものとする。

[変更事項]

第13条 会員は住所または連絡先等入会申込書記載事項に変更のあった場合は速やかに本施設に変更事項を届け出るものとする。

[諸費用の設定]

第14条 本会は本規約に基づいて会員が負担すべき会費を含む諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができる。
この場合、改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及びホームページにて告知するものとする。

[細則]

第15条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本会が定めるものとする。

[改定]

第16条 本規約の改定及び変更は本会により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとする。
なお本規約の改定及び変更を行う時は、その内容を施設内への掲示及びホームページにて告知するものとする。

[施行]

- (1) 本規約は2016年10月1日より施行する。
- (2) 2018年9月1日より本改訂版を施行する。
- (3) 2023年2月1日より本改訂版を施行する。
- (4) 2023年9月1日より本改訂版を施行する。
- (5) 2025年10月1日より本改訂版を施行する。